

○都留市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱

(平成 25 年 3 月 29 日告示第 33 号)

改正 平成 26 年 3 月 31 日告示第 30 号 平成 28 年 3 月 31 日告示第 46 号
令和元年 10 月 1 日告示第 100 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援するために予算の範囲内において交付するものとし、都留市補助金等交付規則(昭和 61 年都留市規則第 28 号)に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(助成対象児童)

第 2 条 この要綱による助成の対象となる者は、次の要件をすべて満たす 18 歳未満の児童(以下「助成対象児童」という。)とする。

- (1) 都留市に住所を有する者
- (2) 両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない者
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断する者

2 前項の規定にかかわらず、助成対象児童の保護者及びその属する世帯の世帯員のうちいずれかの者について、助成の申請を行う年度(4 月から 6 月までの間)にあつては、前年度の市町村民税所得割額が 46 万円以上である場合は、助成の対象としない。

(助成金の額)

第 3 条 この助成金の額は、別表に定める基準額の 100 分の 106 に相当する額と助成対象経費を比較して少ない方の額に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により得られた額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(助成金の申請)

第4条 この助成金の交付を受けようとする助成対象児童の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者。以下「申請者」という。)は、難聴児補聴器購入費助成金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付して、市長に申請するものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の医師又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師が、助成対象児童の聴力検査を実施した上で交付した難聴児補聴器購入費助成事業意見書(様式第2号。以下「意見書」という。)

(2) 前号の意見書に基づき、補聴器販売事業者が作成した補聴器の見積書

2 既に助成を受けた者は、購入日から起算して別表に定める耐用年数を経過した場合に限り、助成を行うものとする。ただし、当該耐用年数を経過する前に災害等やむを得ない理由により使用できなくなったと認められる場合は、この限りではない。

(助成金の交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、難聴児補聴器購入費助成交付決定通知書(様式第3号)を、助成金の交付をしないことを決定したときは、難聴児補聴器購入費助成交付申請却下通知書(様式第4号)を申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第6条 補聴器を購入した申請者は、難聴児補聴器購入費助成金請求書(様式第5号)に領収書を添えて、市長に助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、内容を審査のうえ、正当であると認めたときは、助成金を交付するものとする。

(台帳の整備)

第7条 市長は、助成の交付状況を明らかにするため、難聴児補聴器購入費助成台帳(様式第6号)を整備しておくものとする。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日告示第 30 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日告示第 46 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 10 月 1 日告示第 100 号)

この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

補聴器の種類	1 台あたりの 基準価格(円)	基準価格に含まれるもの	耐用年 数
軽度・中等度難 聴用ポケット型	43,200 円	① 補聴器本体(電池を含む。) ② イヤーモールド ※イヤーマールドを必要としない場合 は、基準価格から 9,000 円を除く。	原則と して 5 年
軽度・中等度難 聴用耳かけ型	52,900 円		
高度難聴用ポケ ット型	43,200 円		
高度難聴用耳か け型	52,900 円		
重度難聴用ポケ ット型	64,800 円		
重度難聴用耳か け型	76,300 円		
耳あな型 (レディメイド)	96,000 円		
耳あな型 (オーダーメイ ド)	137,000 円	補聴器本体(電池を含む。)	
骨導式ポケット 型	70,100 円	① 補聴器本体(電池を含む。) ② 骨導レシーバー ③ ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200 円	① 補聴器本体(電池を含む。) ② 平面レンズ	

		※平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除く。	
--	--	--	--

様式第1号(第4条関係)

難聴児補聴器購入費助成金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

補聴器購入費助成事業意見書

[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第5条関係)

難聴児補聴器購入費助成交付申請却下通知書

[別紙参照]

様式第5号(第6条関係)

難聴児補聴器購入費助成金請求書

[別紙参照]

様式第6号(第7条関係)

難聴児補聴器購入費助成台帳

[別紙参照]